



子育てひろば

地域の中で楽しく子育てをするために、主に0～3歳のお子さんと保護者の方を対象に「子育てひろば」を開設しています。子育ての相談にも応じ、仲間の輪が広がる場所です。ぜひお近くの子育てひろばへ遊びに来てください。初めて利用するときは、各ひろばにお問い合わせの上、ご利用ください。【担当課】 育成課・子育て支援課

子育てひろば(50音順)

ひろばの名称	所在地	電話番号	開所日時
いろは	青戸4-15-14 (健康プラザかつしか内)	6240-7591	月～土曜日午前9時～午後5時
オレンジ広場	東金町3-36-15 (金町保育園内)	3607-0889	月・水・金曜日午前10時～正午、午後1時30分～2時30分
かるがも	東四つ木3-6-12 (こひつじ保育園内)	3694-5575	月～金曜日午前9時30分～11時30分、午後2～4時
かんがるー	東立石3-14-12 (こひつじ保育園分園内)	5698-5858	月～水・金曜日午前9時30分～11時30分、木曜日午前9時30分～11時30分、午後2～4時
きかけの風	西亀有4-8-19 (砂原保育園内)	5856-2447	月～木曜日午前9時30分～正午、午後1時30分～3時30分
きらきら	東新小岩3-14-1 (かみこまつ保育園内)	3697-0170	火・水・木曜日午前10時～午後3時
けやき	青戸3-13-25 (青戸福祉保育園内)	3603-2291	月～金曜日午前9時～11時30分、午後1～4時、土曜日午前9時～午後2時
こすもす秋桜	東金町2-13-10 (東かなまち保育園内)	5876-6313	月～金曜日午前9時～正午
こぶた広場	高砂5-48-4 (たかさご保育園内)	3607-1442	月～金曜日午前9～11時、午後1～4時
さん・サン広場	新宿4-4-16 (新宿保育園内)	3607-2470	火・木曜日午前9時30分～午後0時30分、金曜日午後0時30分～3時30分
そあこどもコミュニティセンター	水元3-13-20 (そあ保育園内)	5660-2415	月～金曜日午前9時30分～正午、午後2時～4時30分
なかよしひろば	四つ木5-13-16 (四つ木なかよし保育園内)	5672-1237	月～金曜日午前10時～午後5時、土曜日午前10時～午後3時
にこにこ	青戸4-24-20 (太陽の子青戸中央保育園内)	5650-6145	火・木・金曜日午前9時30分～午後0時30分
のぞみ	亀有1-27-2 (さくら学園保育所内)	3690-0660	月～金曜日午前10時～11時30分、午後1時30分～3時
ひまわり(東金町)	東金町1-3-1 (金町ひまわり保育園内)	5876-3621	月～金曜日午前9時30分～午後3時30分
ひまわり(細田)	細田3-9-26 (ひまわり保育園内)	3673-7550	月～金曜日午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分
ぶどうの会	高砂2-3-7 (きぼう保育園内)	3673-7110	火・水・金曜日午前10時～11時30分、午後2～4時
まるる	東金町3-8-1 (金町子どもセンター内)	5699-1224	月～土曜日午前10時～午後6時
ゆうゆう	柴又2-2-9 (北野保育園内)	3608-3302	月～金曜日午前9時30分～11時30分、午後2時30分～4時30分
りりおっこぶらす	亀有3-16-5 (亀有りりおっこ保育園内)	5629-0513	月～金曜日午前9時～午後3時
わくわくひろば	堀切7-8-3 (かつしか堀切保育園内)	6662-2201	月～金曜日午前9時～午後5時
(仮称)かつしか風の子保育園内子育てひろば	立石8-18-7 ((仮称)かつしか風の子保育園内)	5671-1015 (※1)	26年4月開設予定
(仮称)認定こども園葛飾みどり内子育てひろば	鎌倉1-21-6 ((仮称)認定こども園葛飾みどり内)	3672-0150	
(仮称)新小岩北集い交流館1階子育てひろば	東新小岩5-16-2 (新小岩北集い交流館内)	6806-1567 (※2)	
(仮称)水元保育園内子育てひろば	南水元4-18-11 ((仮称)水元保育園内)	5876-6474	

(※1) 4月1日(火)から☎5671-1033 (※2) 3月29日(土)から☎5854-6100
 祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。保育園内のひろばは、園の行事によりお休みする場合があります。プログラムによって、実費などがかかる場合があります。詳しくは、各ひろばへお問い合わせください。

講師を招いて学習会を開きませんか

サークルや団体で学習会を開くときに、希望の講師を派遣し、講師謝礼を補助します。スポーツ・レクリエーション・娯楽(ボランティヤ)活動を目的とする場合は可)は除きます。

【対象】

- 次の全てに該当する団体
- ▽5人以上で自主的に区内で活動する団体
- ▽区内在住・在勤・在学の方が半数以上いる団体
- ▽公共団体などから学習活動に関わる補助金を受けていない団体
- ▽営利・宗教・政治を目的としない団体

詳しくは募集案内がホームページをご覧ください。

【コース・募集団体数】

▽連続学習会コース(5月～27年3月に学習会を4回以上開催)
 11団体
 過去2年間に連続コースを利用した団体は除く。

▽前期1回コース(5～9月に学習会を1回開催)
 30団体

【募集案内・申請書配布場所】
 生涯学習課・学び交流館
 区ホームページからも取り出せます。

【申込方法】 所定の申請書に、団体の会則・会員名簿・ハガキを添えて、4月3日(木)必着までに持参か郵送(多数抽選)。

【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【内容】
 皆さんの学びたいテーマに沿った3回以上の新規の学習会や講演会など

【募集案内・申請書配布場所】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

(区役所4階430番) ☎(5654)8476

あなたのまちで楽しく学び交流を深める「わがまち学習会」を開きませんか

自治町会など、自分たちの町内や地域で学習会を行う団体を募集します。区教育委員会が共催し、講師謝礼の負担や開催までのお手伝いをします。

【対象】 自治町会などの地域の皆さんで構成または活動する区民の団体(営利・宗教・政治目的を除く)4団体

詳しくは募集案内がホームページをご覧ください。

【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【内容】
 皆さんの学びたいテーマに沿った3回以上の新規の学習会や講演会など

【募集案内・申請書配布場所】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

習会や講演会など

【募集案内・申請書配布場所】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【申込方法】 所定の申請書を4月4日(金)必着までに持参か郵送(多数抽選)。

【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【対象】 自治町会などの地域の皆さんで構成または活動する区民の団体(営利・宗教・政治目的を除く)4団体

詳しくは募集案内がホームページをご覧ください。

【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【内容】
 皆さんの学びたいテーマに沿った3回以上の新規の学習会や講演会など

るごみの散乱被害防止のために防鳥ネットを随時配布しています。

【防鳥ネットの申し込み・担当課】 清掃事務所
 ☎(3693)6113

【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【申込方法】 所定の申請書を4月4日(金)必着までに持参か郵送(多数抽選)。

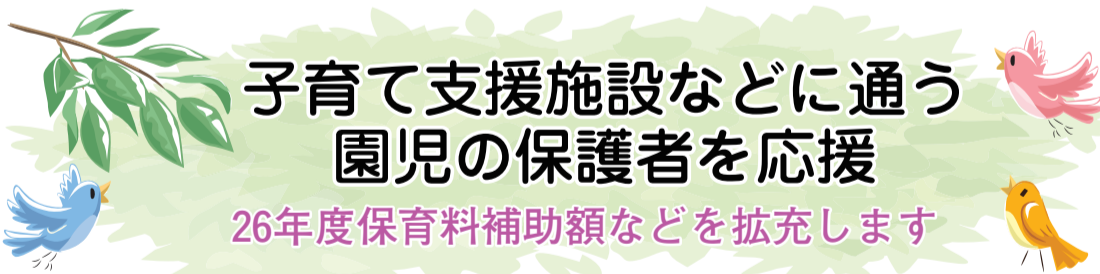
【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【対象】 自治町会などの地域の皆さんで構成または活動する区民の団体(営利・宗教・政治目的を除く)4団体

詳しくは募集案内がホームページをご覧ください。

【申し込み・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所生涯学習課

【内容】
 皆さんの学びたいテーマに沿った3回以上の新規の学習会や講演会など



子育て支援施設などに通う園児の保護者を応援

26年度保育料補助額などを拡充します

詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 ▷私立幼稚園に関すること

育成課 ☎5654-8266

▷その他

子育て支援課 ☎5654-8278

私立幼稚園

【対象】 3歳児以上の第1子・第2子がいる世帯

世帯の区民税所得割額の合計	77,100円超 211,200円以下	211,200円超 256,300円以下	256,300円超
保育料補助額(月額)	20,183円 限度	14,500円 限度	10,000円 限度
	28,000円 限度	27,333円 限度	22,833円 限度

を2,000～14,833円の範囲で増額しました。

【対象】 2歳児がいる世帯

保育料補助額(月額)	10,000～28,000円限度
------------	------------------

2歳期間も3歳以降と同様に所得に応じて補助します。

認可保育園・認証保育所・家庭福祉員(保育ママ)・家庭的保育事業所・私立幼稚園

【対象】 多子世帯

多子減免対象範囲	小学6年生までの兄・姉のいる第2子(※第3子)以降の児童
----------	------------------------------

※認証保育所・家庭福祉員・家庭的保育事業所は、第3子以降が対象
 対象児童の兄・姉の学年を小学3年生までから小学6年生までに拡充しました。

認可保育園は、手続き不要です。他施設は施設を通じて手続きしてください。認可保育園・家庭福祉員・家庭的保育事業所の第3子以降の保育料を免除、認証保育所は40,000円、私立幼稚園は28,000円を限度に減額します。また認可保育園の第2子は所得に応じて30%～50%減額となります。

認証保育所

【対象】 第1子・第2子がいる世帯

保育料補助額(月額)	0歳児	17,000円
	1・2歳児	15,000円
	3～5歳児	13,000円

それぞれ5,000円増額しました。

みなし寡婦(夫)控除を導入します

税法上の寡婦(夫)控除の対象とならない婚姻歴の無いひとり親世帯に、寡婦(夫)控除された方と同様の保育園保育料、学童保育クラブ使用料を適用します。受けるには申請が必要です。

広報かつしか音声版CD(デジジー)を発行しています。ぜひご利用ください。

【対象】 区内在住で視覚障害のある方 【申し込み・担当課】 広報課 ☎5654-8116